

施策評価調書

1 施策の概要

(1)	施策名	人権の保障					
(2)	総合計画の体系	第	01	章	すべての人がいきいき輝くまちづくり		
		第	02	節	人権を尊重するまちづくり		
		第	10	細節	人権の保障		
(3)	事業費など (単位:千円)	項目\年度(平成)		27年度決算額	28年度決算見込額	29年度予算額	
		事業費(A)		33,948	33,795	36,880	
		従事職員数		5.30 人	5.30 人	6.00 人	
		所要人件費(B)		42,610	41,872	48,318	
		総事業費(A+B)		76,558	75,667	85,198	
		財源内訳	収入	国庫支出金	0	0	0
				府支出金	7,856	7,691	7,054
				その他	0	0	0
			市負担	地方債	0	0	0
				その他	0	0	0
一般財源	68,702			67,976	78,144		

2 評価の指標(施策に係る成果指標)

指標項目		項目\年度(平成)	27年度実績	28年度実績	29年度計画
指標内容	吹田市人権啓発推進協議会地区委員会における地区活動(啓発事業)の参加者数	目標値 (単位:人)	42,105.00	42,706.00	44,955.00
		実績値 (単位:人)	56,028.00	52,178.00	
目標値の積算方法	過去5年間の平均	達成度(%)	133.1	122.2	
指標内容		目標値 (単位:)	0.00	0.00	0.00
		実績値 (単位:)	0.00	0.00	
目標値の積算方法		達成度(%)	0.0	0.0	

3 施策の点検(施策を進めるうえでの課題)

社会的弱者(子ども、高齢者、障がい者、女性など)への人権侵害や、LGBTなどの性的マイノリティの人権問題など、様々な人権課題が存在しており、それらの課題解決に向けて、啓発活動や相談事業、情報提供などの支援が継続して行われることが重要である。

そういう意味でも、「人権尊重のまちづくり」のための施策の方向性を決める「吹田市人権施策基本方針」の見直しとそれに伴う「人権施策推進計画」の早期の策定が不可欠であり、引き続き取組を進める。

4 施策の評価

次年度の優先順位	施策を構成する事務事業名	室課名	事業番号	市単独事業区分	施策への貢献度	各視点からの評価 (20 → 4) 高 → 低						今後の方向性 (実施計画)
						妥当性	有効性	効率性	公平性	持続可能性	合計	
1	人権施策推進事業	人権平和室	00151	全部	大	18	14	16	20	20	88	拡充
2	吹田市人権啓発推進協議会活動補助事業	人権平和室	00147	全部	大	20	18	20	18	18	94	継続
3	人権擁護活動事業	人権平和室	00150	全部	大	18	18	16	20	18	90	継続
4	総合生活相談事業	人権平和室 交流活動館	00157	一部	大	18	20	14	20	18	90	継続
5	人権ケースワーク事業	人権平和室 交流活動館	00158	一部	大	18	20	14	20	18	90	継続
6	人権週間啓発事業	人権平和室	00149	一部	大	18	18	18	18	16	88	継続
7	市民ひゅーまんセミナー事業	人権平和室	00145	一部	大	16	18	16	20	18	88	継続
8	人権啓発パネル展事業	人権平和室	00146	全部	大	16	18	16	20	18	88	継続
9	人権啓発交流推進事業	人権平和室 交流活動館	00159	全部	大	18	16	16	20	18	88	継続
10	人権関連視聴覚教材貸出事業	教育政策室	01466	全部	大	18	12	18	18	20	86	継続
11	教養文化事業	人権平和室 交流活動館	00156	一部	大	18	14	18	20	16	86	継続
12	その他人権啓発事業	人権平和室	00148	一部	大	16	18	14	20	18	86	継続
13	じんけん作品事業	教育政策室	00841	全部	大	16	12	18	18	20	84	継続
14											0	
優先順位をつけるにあたっての考え方		いずれの事業も「人権尊重のまちづくり」において不可欠であり、順位付けは困難であるものの、市の施策全般に渡り人権の視点で推進を図るための基本となる「人権施策推進事業」を第一に、次に市民の主体的な啓発活動や市民の日常生活に影響のある相談事業に関して他の事業の上位に位置づけている。										